

長浜市告示第97号

長浜市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱（平成25年長浜市告示第96号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月23日

長浜市長 浅見 宣義

第5条中「又は様式第2号（その2）」を「若しくは様式第2号（その2）」に改める。
様式第1号（その1）から様式第2号（その2）までを次のように改める。

宛先(提出先)： 長浜市長 様

軽自動車税(種別割)減免申請書

長浜市税条例第90条第2項及び長浜市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり減免を申請します。

◆減免の申請者

納税義務者	住所 (所在地)				電話番号													
	氏名 (名称)				個人番号 (法人番号)													

◆減免を申請する理由(減免申請の種類)

記入欄

◆減免を受ける軽自動車等

車両情報	種別 及び用途					総排気量 又は定格出力			
	車両番号 (標識番号)			型式			形状		
	登録 年月日			原動機 型式			使用目的		
定置場									

◆身体障害者等に係る情報等

障害者	住所	☐ 納税義務者に同じ						
	氏名	☐ 納税義務者に同じ				生年月日		
	障害者手帳 の番号					手帳の種類	☐ 身体障害 ☐ 戦傷病 ☐ 療育 ☐ 精神保健	
	障害の区分及 び等級(程度)					手帳の交付 年月日		
運転者	住所 (所在地)	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ				障害者との 関係		
	氏名	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ						

(備考)

<お問い合わせ先>

提出期限: _____

※必ず上記の期限までにご提出ください。

宛先(提出先)： 長浜市長 様

軽自動車税(種別割)減免申請書

長浜市税条例第90条第4項及び長浜市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり減免を申請します。

◆減免の申請者

納税義務者	住所 (所在地)				電話番号													
	氏名 (名称)				個人番号 (法人番号)													

◆減免を申請する理由(減免申請の種類)

記入欄

◆減免を受ける軽自動車等

車両情報	種別及び用途					総排気量 又は定格出力			
	車両番号 (標識番号)			型式			形状		
	登録 年月日			原動機 型式			使用目的		
定置場									

◆身体障害者等に係る情報等

障害者	住所	☐ 納税義務者に同じ						
	氏名	☐ 納税義務者に同じ				生年月日		
	障害者手帳 の番号					手帳の種類	☐ 身体障害 ☐ 戦傷病 ☐ 療育 ☐ 精神保健	
	障害の区分及び等級(程度)					手帳の交付 年月日		
運転者	住所 (所在地)	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ				障害者との 関係		
	氏名	☐ 納税義務者に同じ ☐ 障害者に同じ						

(備考)

<お問い合わせ先>

提出期限: _____

※必ず上記の期限までにご提出ください。

年度軽自動車税(種別割)減免承認通知書

先に申請のありましたこのことについて、長浜市税条例第90条第1項第1号及び長浜市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり減免します。

◆減免対象の納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額	円	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

長浜市税条例第90条第1項第1号
長浜市身体障害者に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第5条

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

<お問い合わせ先>

年度軽自動車税(種別割)減免承認通知書

先に申請のありましたこのことについて、長浜市税条例第90条第1項第2号及び長浜市身体障害者等に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり減免します。

◆減免対象の納税義務者

住 所 (所在地)	
氏 名 (名 称)	

◆減免対象の車両

車 種	
車両番号 (標識番号)	

◆減免の内容

通知書番号		課税年度	
減免対象区分			
税 額	円	減免税額	円
差引納付税額	円		

(根拠条例)

長浜市税条例第90条第1項第2号
長浜市身体障害者に対する軽自動車税種別割減免取扱要綱第5条

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長浜市を被告として(訴訟において長浜市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(備考)

<お問い合わせ先>

附 則

この要綱は、令和８年３月２３日から施行する。